

高齢者虐待防止のための指針

令和 8 年 6 月

医療法人社団望真会 世田谷桜丘病院

1. 目的

本指針は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の尊厳の保持及び人格の尊重を図る。

世田谷桜丘病院では、職員が高齢者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であることを認識し、高齢者虐待防止法に基づいた本指針に従い業務に当たり、高齢者への虐待防止・早期発見・早期対応ができるように努める。

2. 基本方針

当院では、次の事項を基本方針として高齢者虐待防止に取り組む。

1. 利用者一人ひとりの人格と人権を尊重する。
 2. いかなる理由があっても虐待を行わない。
 3. 虐待の未然防止に努める。
 4. 虐待の早期発見及び迅速な対応を行う。
 5. 職員への教育及び研修を継続的に実施する。
 6. 苦情相談体制を整備する。
 7. 身体拘束等の適正化を推進する。
-

3. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

例えば、殴る、蹴る、叩く、つねる、引っ張る、身体拘束を行う、部屋に閉じ込める、食事を与えない、などの行為が値する。

(2) 心理的虐待

著しい暴言又は拒絶的な対応その他の心理的外傷を与える言動を行うこと。

例えば、怒鳴る、威圧的な態度をとる、無視する、人格を否定する発言をする、などの行為が値する。

(3)性的虐待

わいせつな行為をすること又はさせること。

例えば、不必要な身体接触、性的な発言、羞恥心を傷つける、などの行為が値する。

(4)介護放棄・放任(ネグレクト)

必要な介護や世話を行わないこと。

例えば、食事や水分を与えない、排泄介助を行わない、必要な受診をさせない、などの行為が値する。

(5)経済的虐待

本人の財産を不当に処分すること、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

例えば、金銭の無断使用、預貯金の不正管理、財産の不当処分、等の行為が値する。

4. 高齢者虐待防止委員会

(1)設置目的

高齢者虐待防止対策の推進及び再発防止を図るため、「世田谷桜丘病院高齢者虐待防止委員会」を設置する。

(2)構成員

委員長は管理者が務める。

構成員は、委員長(管理者):医師 副委員長:看護師、委員会員:事務長・事務員・看護助手とする。

(3)開催頻度

年1回以上開催し、必要に応じて臨時開催する。

(4)協議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関する事
 - ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事
 - ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関する事
 - ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事
-

5. 職員研修

(1)新規採用時

採用時オリエンテーションの中で虐待防止研修を実施する。

(2)定期研修

年1回以上実施する。

(3)研修内容

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関する事
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関する事
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事

(4)記録

研修記録は3年間保管する。

6. 虐待等が発生した場合の対応に関する基本方針

(1)市町村への報告

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2)緊急性が高い場合、市町村・警察へ報告

緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7. 虐待が発生した場合の相談・報告体制

(1)報告

相談窓口は高齢者虐待防止担当者とし、発見者は直ちに高齢者虐待防止担当へ報告する。

(2)事実確認

管理者は速やかに事実確認を実施し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3)関係機関への連絡

必要に応じて、関連機関に報告・連絡を行う。

- ・世田谷区高齢福祉課
- ・地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)
- ・医療機関
- ・警察署

(4)記録

事業所内で虐待が疑われる事案が発生した場合、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認し、事実経過及び対応内容を記録する。

8. 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族に対して、利用可能な権利擁護事業などの情報を提供し、必要に応じて、行政機関などの関係窓口・社会福祉協議会・身元引受人などと連携の上、成年後見人制度の利用を支援する。

9. 虐待などに係わる苦情解決方法

虐待などの苦情相談については、苦情受付担当者は、受付内容を管理者に報告する。苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう最新の注意を払って対処する。対応の結果は相談者にも報告する。

10. 利用者などに対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、当院ホームページにも公表する。

参考：相談窓口一覧

- 世田谷区役所 高齢福祉課 電話番号：03-5432-239
- 狛江市役所 高齢障がい課 電話番号：03-3430-1251
- 調布市役所 高齢者支援室 電話番号:042-481-7149

	名所	所在地	電話番号
世田谷	池尻あんしんすこやかセンター	池尻3-27-21	03-5433-2512
	太子堂あんしんすこやかセンター	太子堂2-17-1 2階	03-5486-9726
	若林あんしんすこやかセンター	若林1-34-2	03-5431-3527
	上町あんしんすこやかセンター	世田谷1-23-5 2階	03-5450-3481
	経堂あんしんすこやかセンター	宮坂1-44-29	03-5451-5580
	下馬あんしんすこやかセンター	下馬4-13-4	03-3422-7218
	上馬あんしんすこやかセンター	上馬4-10-17	03-5430-8059
北沢	梅丘あんしんすこやかセンター	梅丘1-61-16	03-5426-1957
	代沢あんしんすこやかセンター	代沢5-1-15	03-5432-0533
	新代田あんしんすこやかセンター	羽根木 1-6-14	03-5355-3402
	北沢あんしんすこやかセンター	北沢2-8-18 北沢タウンホール 地下1階	03-5478-9101
	松原あんしんすこやかセンター	松原5-43-28	03-3323-2511
	松沢あんしんすこやかセンター	赤堤5-31-5	03-3325-2352
玉川	奥沢あんしんすこやかセンター	奥沢3-15-7	03-6421-9131
	九品仏あんしんすこやかセンター	奥沢7-35-4	03-6411-6047
	等々力あんしんすこやかセンター	等々力3-4-1 玉川総合支所 2階	03-3705-6528
	上野毛あんしんすこやかセンター	中町2-33-11	03-3703-8956
	用賀あんしんすこやかセンター	用賀2-29-22 2階	03-3708-4457
	二子玉川あんしんすこやかセンター	玉川4-4-5 2階	03-5797-5516
	深沢あんしんすこやかセンター	駒沢4-33-12	03-5779-6670
砧	祖師谷あんしんすこやかセンター	祖師谷4-1-23	03-3789-4589
	成城あんしんすこやかセンター	成城6-3-10	03-3483-8600
	船橋あんしんすこやかセンター	船橋4-3-2	03-3482-3276
	喜多見あんしんすこやかセンター	喜多見5-11-10	03-3415-2313
	砧あんしんすこやかセンター	砧5-8-18	03-3416-3217
烏山	上北沢あんしんすこやかセンター	上北沢4-32-9	03-3306-1511
	上祖師谷あんしんすこやかセンター	上祖師谷2-7-6	03-5315-5577
	烏山あんしんすこやかセンター	南烏山6-4-26 4階	03-3307-1198